NO.428
2021.5.15
ローカルパーティ情報紙
神奈川ネット
1991年1月22日第三種郵便物認可毎月1回15日定期発行
神奈川ネットワーク運動
〒231-0006
横浜市中区南仲通4-40南山ビル2F
TEL:045-651-2011
FAX:045-651-2081
定価／1部100円（毎月発行）
URL https://kanagawanet.org/

HPVワクチン接種には選択できる情報提供を

谷津えみ（ネット藤沢／市議）

2013年予防接種法に基づく定期接種の対象となった「子宮頸がん予防ワクチン」は、現在はHPV（ヒトパピローマウイルス感染症）ワクチンと呼ばれています。小学校6年から高校1年の女子生徒に接種勧奨されたHPVワクチンは、身体の疼痛・知覚認知機能障害・運動神経障害などの深刻な副反応が発生したことにより、僅か2ヶ月で、積極的勧奨を見合わせ、接種率は大幅に低下していました。しかし、最近になり接種者が増加しています。

接種者が急激に増加している！

新型コロナウイルス対策やワクチン接種業務に追われ、HPVワクチン接種状況の把握がなかなか進まないなか、神奈川ネットでは地域ネットのある自治体の協力を得て、直近3年間の接種件数調査を行いました。（表参照）どの市町も2020年急激に増えていることがわかりました。

厚労省は、これまで接種対象者への個別通知を禁止していましたが、2020年10月、各自治体に向けて健康被害の究明がされないまま、情報提供のために個別通知を求める通達を出しました。それに従うように各自治体が動き始めました。さらに2021年1月、個別配布を求める再通達を出し、その中には個別配布の実数調査を行い、公表するとの一文が加えられています。これは地方分権一括法にある自治体の判断の尊重に逆行しています。

■ HPVワクチン接種件数調査　神奈川ネット調べ

	2018年	2019年	2020年
横浜市	582	1,202	2,359
川崎市	209	476	1,616
相模原市	41	87	345
藤沢市	104	230	934
横須賀市	61	139	402
平塚市	15	106	603
大和市	63	74	231
厚木市	7	38	74
鎌倉市	25	54	330
海老名市	8	38	162
座間市	11	16	82
伊勢原市	49	69	155
綾瀬市	4	7	95
逗子市	9	24	20
二宮町	4	6	21

2020年は一部不確定数字が含まれます

接種勧奨とも言える個別送付

自治体によっては、訴訟を抱えた被害者の気持ちを考え、個別通知が積極的な勧奨にならないよう、慎重な対応をしているケースもあります。一方で、厚労省の新しいリーフレットを同封したり、はがきを郵送したり、中学校で女子生徒にリーフレットを配布するなど対応は様々です。国は、積極勧奨はしていないとしていますが、接種者がこれだけ増えている現状からは、個人に送付することは接種勧奨とも言えます。

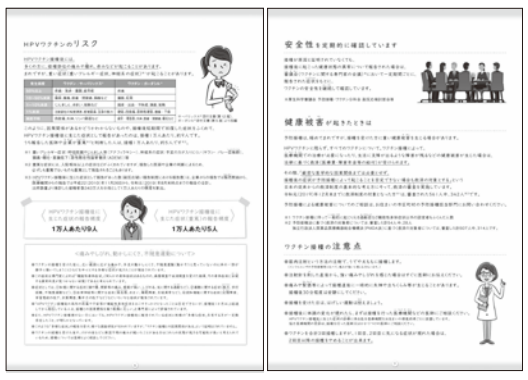
厚生労働省リーフレットより

届かない被害者の声

15～39歳の子宮頸がん死亡数は、2000年以降ほぼ横ばいで、近年はむしろ減少しています。現在、国や製薬会社に対するワクチンの副反応の薬害訴訟は、東京・名古屋・大阪・福岡の各地方裁判所に提訴され、120人を超える原告が裁判を行っています。

接種から約10年が経過し、原告の女性たちは、「子宮頸がんになれば治療をしてもらえるのに、副反応による症状は、因果関係が不明であり治療法がないと言われることに納得がいかない。通学や進学も諦め、人として普通に生活することすら困難な状況に置かれている」と言います。被害者の声は、厚労省のリーフレットには記載されず、予防の2文字が接種へ誘導するかのような表現となっています。保護者が「ワクチンのメリット・デメリットを正しく知って適切な選択をする」ことが難しい状況になっています。

正しい情報の発信を

制服を着た女子生徒が命を失っているかと思わせるようなイラストや記述は、不適切です。さらに、接種と救済は両輪でなければなりません。薬害救済は90％ですが、HPVワクチンに関しては44％しか救済されていないとの報告があります。定期予防接種は、私たちの税金によって成り立っています。被害者をこれ以上出さないよう、適切な情報提供をし、個人が選択ができるよう自治体に求めていきます。

3 すべての人に健康と福祉を

視点

個人情報保護を最優先に

加藤　陽子
（座間市民ネット）

デジタル改革関連の6法が成立しました。昨年12月の「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告では、”個人情報保護とデータ流通の両立を図る“としていますが個人情報から個人の識別を除外し匿名加工して経済的利益を生み出すことを狙いとしています。

個人情報保護法改正により自治体ごとに条例で定めていた個人情報保護のルールが、国の個人情報保護法に一元化されます。現在、自治体では税や住民基本台帳などそれぞれ目的を限定して目的外に転用させないよう分散管理しています。一元管理により、個人の様々なデータを容易に寄せることが可能になります。監視社会につながる不安が増し、個人を記号で処理することにより人権を損なう恐れもあります。

自治体では個人情報は本人同意に基づいて直接集めることが原則ですが、国の個人情報保護法では本人からの直接収集を原則としません。また、自治体では思想信条や犯罪被害・病歴・犯歴・社会的身分など要配慮者情報の収集を原則禁止しており、例外の場合は審議会等に意見を聞く仕組みがありますが、国ではこの原則がなくなります。また、この法が施行されると、都道府県・政令市は、有する情報を匿名加工し、民間などに利活用案を年1回募集することが義務化されます。

この法に対し、本人開示請求や訂正請求、利用停止請求、審査請求の手続きはこれまで通り自治体が行います。条例設置の審議会等への諮問については「最終報告」によると「個別の個人情報の取り扱いの判断に際して、審議会等に意見を聞く必要は大きく減少すると考えられる」とあります。今後、審議会の機能が維持できるかチェックする必要があります。一方で、審議会への報告は国の規制に関係なく維持させる必要があります。報告機能のあるところは維持していく、ないところは入れるよう働きかけていくことが重要です。

また国では手数料を徴収していますが、自治体では本人開示請求に手数料を徴収しているところはほぼありません。自治体の条例で定めなければ有料となることが予想され、情報開示の権利行使の観点からも有料化を阻止していく必要があります。

今回の法改正は、個人情報を慎重に運用してきた地方分権に逆行するものです。審議会等のあり方、手数料の徴収についても注視し、市民が声を上げていくよう活動していきます。

お知らせ　市民の生活・活動 法律相談 を行っています
◎相談日時：毎月第３水曜日　13:00～15:00 相談時間約30分　◎料金：無料
◎問い合わせ先：神奈川ネット事務局　TEL：045-651-2011